

定 款

福島県ボウリング連盟

2022年5月1日改正

福島県ボウリング連盟

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 福島県ボウリング連盟（以下「本連盟」という。）と称し、外国に対しては FUKUSHIMA BOWLING FEDERATION（略称：F・B・F）と称する。

(事務所)

第 2 条 本連盟は、主たる事務所を 福島県福島市瀬上町字町裏 6 番地 1 (株)ビルエース内に置く。

(構成及び組織)

第 3 条 本連盟の構成は、個人正会員、実業団会員、高等学校登録会員、高校生会員及びジュニア会員の正会員、個人普通会員、名誉会員、特別会員で構成する。

2 個人正会員、個人普通会員は社会人部、実業団会員は実業団部、高校生会員及びジュニア会員はジュニア部にそれぞれ所属する。個人正会員、個人普通会員、実業団会員、高校生会員及びジュニア会員の女性はレディース委員会に所属する。

(支部・クラブ)

第 4 条 本連盟は、理事会の決議を経て支部を置くことができる。

2 支部は、その下部組織としてクラブを設けることができる。支部及びクラブの設置については、別に定める規約によるものとする。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 5 条 本連盟は、公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「全日本ボウリング協会」という。）の加盟団体として、この地域におけるボウリング競技界を統括し、代表する団体として、ボウリング競技の普及及び振興を図り、もって児童、青少年の健全な育成並びに福島県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 6 条 本連盟は、第 5 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 福島県を対象とした連盟選手権大会、競技会、リーグ等の開催事業並びに全日本ボウリング協会に対し、選手権大会、競技会等の公認申請、公認記録報告、表彰に関する諸申請事業
- (2) 福島県を代表する団体として、全日本ボウリング協会に加盟し、国民体育大会及び全日本ボウリング協会、地区連合等が主催、後援する選手権大会、競技会に対する代表参加者の選考及び派遣事業
- (3) 公益財団法人福島県スポーツ協会に対して、福島県を代表して加盟すること
- (4) ボウリングに関する地域グループの育成強化及び指導
- (5) 全日本ボウリング協会が主催、後援並びに共催する選手権大会、競技大会における主管運営業務
- (6) ボウリング競技に関する指導講習会の開催及び指導者の育成
- (7) ボウリング競技に関する調査研究及び指導
- (8) ボウリング競技に関する機関紙、刊行物の発行事業

- (9) 下部組織の支部、クラブの公認申請及び公認記録報告等の業務
- (10) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

- 第7条 本連盟は、事業の推進に資するため、次の事業を行う。
- (1) ボウリング競技に係る物品販売に関する事業

第3章 資産及び会計

(事業年度)

- 第8条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(収入)

- 第9条 本連盟の収入は、次のとおりとする。
- (1) 入会金及び会費
 - (2) 事業に伴う収入
 - (3) 寄附金品
 - (4) その他の収入

(金銭の管理)

- 第10条 本連盟の会計は、会長が管理し、現金は、理事会の決議によって預金等の確実な方法により、会長が保管する。

(財産の処分)

- 第11条 本連盟の資産は処分し、又は担保に供してはならない。
- 2 本連盟の事業遂行上やむを得ない理由がある場合は、理事会及び代議員総会の決議を経て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

- 第12条 本連盟の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入及びその他の収入をもつて支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第13条 本連盟の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会及び代議員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 承認を受けたのち、全日本ボウリング協会に報告するものとし、事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

- 第14条 本連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会及び代議員総会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録

- (7) 会員の移動状況書
- 2 本連盟の収支決算に剰余金があるときは、理事会及び代議員総会の承認を得て、その一部もしくは全部を基本財産に編入する。もしくは、翌年度に繰り越すものとする。
 - 3 本連盟の事業報告及び収支決算は承認を受けたのち、全日本ボウリング協会に報告するものとする。

第4章 代議員

(代議員)

- 第15条 本連盟に、傘下各支部の正会員より選出された代議員を置く。代議員は、各支部に所属する正会員及び普通会員を代表する。
 - 2 代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠により就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 代議員の選出方法及び定足数は、次のとおりとする。
 - (1) 各支部、各法人より1名とし、支部会員50名につき1名加え、最高3名を限度とする。

第5章 代議員総会

(構成)

- 第16条 代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(権限)

- 第17条 代議員総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 事業計画及び収支予算の承認事項
 - (3) 事業報告及び収支決算の承認事項
 - (4) 役員を選任及び解任に関する事項
 - (5) 財産に関する事項
 - (6) 本連盟の解散に関する事項
 - (7) その他特に重要な事項

(代議員総会の種類及び開催)

- 第18条 代議員総会は、定時代議員総会と臨時代議員総会の2種類とする。
 - 2 定時代議員総会は、毎事業年度開始後50日以内に開催する。
 - 3 臨時代議員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、請求があった日から30日以内に開催する。
 - (1) 会長が、必要と認めるとき
 - (2) 代議員の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(招集)

- 第19条 代議員総会を招集する場合は、開催日の20日前までに会議に付議すべき事項及び内容、日時、場所を記載した書面又は電磁的方法をもって各代議員に発するもの

とする。

- 2 臨時代議員総会は、会長（理事長）が必要と認めた場合、又は代議員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して代議員総会の招集の請求があった場合は、その請求があった日から10日以内に会長（理事長）が、書面及び電磁的方法をもって各代議員に発するものとする。

（議長）

- 第20条 代議員総会の議長は、年度最初の定時代議員総会において選任され、次年度の定時代議員総会で任者が選出されるまで議長となる

（定足数及び決議）

- 第21条 代議員総会は、代議員現在数の3分の2以上が出席しなければ開催することはできない。ただし、当該議事について、書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
 - 2 代議員総会の議事は、出席代議員の過半数をもって決議する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
 - 3 代議員総会における代議員の議決権は、代議員1名につき1票とする。

（代理出席）

- 第22条 代議員が代議員総会に出席できないときは、同支部会員、同法人会員に委任して、その議決権を行使することができる。この場合には、書面又は電磁的方法をもってその代理権を証明しなければならない。

（議事録）

- 第23条 代議員総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席者の中から1名以上の代表が署名捺印し、永年保存するものとする。
 - 2 代議員総会で決議した事項は、全日本ボウリング協会並びに会員に通知する。

第6章 役員等

（役員）

- 第24条 本連盟には、次の役員を置く。

- (1) 理事 各支部、各法人、各部より1名とし、会員10名につき1名（最大3名）を選任することができる。また、連盟、理事長が必要とする場合、理事会の承認を受け、推薦理事を選任することができる。
理事の定数は15名以上25名以内とする。
うち会長1名、副会長3名以内、理事長1名、副理事長3名以内
会長及び副会長は理事会の承認を受け、理事以外から選任することができる。
- (2) 監事 2名以内

（役員を選任）

- 第25条 理事及び監事は、代議員総会で選任し、理事の互選で会長、副会長、理事長、副理事長を選任する。

（理事の職務及び権限）

- 第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。また、本連盟の代議員総会の権限に属する事項以外の事項を決議し執行する。

- 2 会長は、この定款で定めるところにより、本連盟を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その業務の代理を行う。
- 4 理事長は、会長、副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の業務に従事し、代議員総会の決議した事項を処理する。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成のうえ理事会に報告する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本連盟の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

- 第28条 本連盟の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 条
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその業務を行う。

(解任)

- 第29条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事現在数及び代議員現在数、各々の4分の3以上の決議により、会長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び代議員総会で決議する前に、当事者たる役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められたとき

(顧問)

- 第30条 本連盟に若干名の顧問を置くことができる。
- 条
- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、理事会の諮問に応じる。

第7章 理事会

(構成)

- 第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 条

(権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
- 条
- (1) 本連盟の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
 - (4) 定款の変更に関する事項
 - (5) 事業計画及び収支予算の承認に関する事項
 - (6) 事業報告及び収支決算報告の承認に関する事項
 - (7) 財産に関する事項

- (8) 委員会の設置並びに委員の委嘱に関する事項
- (9) この定款の規定により理事会に付議することを要する事項
- (10) その他、本連盟の運営上に必要な事項で、会長（理事長）が必要と認めて付議する事項

（理事会の種類及び開催）

第33条 理事会は、通常理事会、臨時理事会の2種類とする。

2

通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、請求があった日から20日以内に開催する。

(1) 会長（理事長）が、必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長（理事長）に招集の請求があったとき

(3) 監事から会長（理事長）に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

（招集）

第34条 通常理事会を招集する場合は、開催日の20日前までに会議に付議すべき事項及び内容、日時、場所を記載した書面又は電磁的方法をもって各理事に発するものとする。

2 臨時理事会は、会長（理事長）が必要と認めた場合、理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集の請求があった場合、又は監事から会長（理事長）に招集の請求があったときは、その請求があった日から10日以内に会長（理事長）が、書面又は電磁的方法をもって各理事に発するものとする。

（議長）

第35条 理事会の議長は、会長（理事長）がその任に当たる。ただし、会長（理事長）に事故あるとき又は欠けたときは、副会長（副理事長）が議長となる。

（理事会の定足数及び決議）

第36条 理事会は、理事3分の2以上が出席しなければ開催し、付議された事項を決議することはできない。

2 当該事項につき、書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

3 理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、それぞれの出席理事の過半数をもって決議し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席者の中から1名以上の代表が署名捺印し、永年保存するものとする。

2 理事会及び常務理事会で決議した事項は、全日本ボウリング協会並びに会員に通知する。

第8章 専門部及び委員会

（部及び委員会）

第38条 本連盟の業務を企画実施するために、次の部並びに委員会を設置する。

条

(1) 部

- ① 社会人部
- ② 実業団部
- ③ ジュニア部（高校生、中学生、ジュニア）

(2) 委員会

- ① 総務委員会
- ② 競技委員会
- ③ 審判委員会
- ④ 指導委員会
- ⑤ 広報委員会
- ⑥ ジュニア指導委員会
- ⑦ 記録委員会
- ⑧ 認証委員会
- ⑨ 競技者資格審査委員会
- ⑩ レディース委員会

- 2 本連盟に必要があると認める場合は、理事会の決議を経てその他の専門委員会及び特定の事項を行うため、特別専門委員会、合同委員会並びに小委員会を置くことができる。

(部長・委員長及び委員)

- 第 39 条 各部長及び各委員会の委員長は、理事会において理事より選任されるものとし、委員は、学識経験者、理事の中より選任されるものとする。
- 2 本連盟の競技者資格審査委員会は、理事長、副理事長をもって構成する。

(任期・その他)

- 第 40 条 各部及び各委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 2 各委員会の組織、権限及び議事等については、別に定める規則を適用する。

第 9 章 事務局

(職 員)

- 第 41 条 本連盟の事務を処理するために、必要な職員を置く。
- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第 10 章 会 員

(会 員)

- 第 42 条 本連盟の会員は、次のとおりとし、全日本ボウリング協会に登録するものとする。
- 2 本連盟の会員は、公益財団法人日本スポーツ協会の「スポーツ憲章」並びに全日本ボウリング協会の競技者規程、その他の規程、規則を遵守しなければならない。
- (1) 正会員……本連盟の目的に賛同して入会した、次に掲げる会員とする。
- ① 個人正会員
 - ② 実業団会員
 - ③ 高等学校登録会員
 - ④ 高校生会員及びジュニア会員（当該年度 4 月 1 日現在：満 18 歳未満の

者)

- (2) 個人普通会員……本連盟の目的に賛同して入会した、普通会員とする。
- (3) 名 誉 会 員……本連盟に特に功労があった者で、代議員総会の決議をもって
推薦された者とする。
- (4) 賛 助 会 員……本連盟の目的及び事業に賛助する個人又は法人で、理事会の
決議をもって推薦された個人又は法人とする。
- (5) 特 別 会 員……全日本ボウリング協会並びに本連盟に賛助する個人又は法人
で、理事会の決議をもって推薦された個人又は法人とする。

(入 会)

- 第 43 条 本連盟の正会員及び普通会員に入会する者は、別に定める会員登録規程により、
登録申請し承認を受けなければならない。
- 2 名誉会員、賛助会員、特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人
の承諾をもって会員とする。

(会 費)

- 第 44 条 本連盟の会費は、全日本ボウリング協会の負担金を含め、別に定める会員登録規
程によるものとする。

(資格の喪失)

- 第 45 条 本連盟の会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。
 - (1) 脱会したとき
 - (2) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人となったとき、又は破産の宣告を受けたとき
 - (3) 死亡もしくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が倒産あるいは解散したとき
 - (4) 除名されたとき

(脱 会)

- 第 46 条 会員が脱会しようとするときは、理由を付して脱会届を提出しなければならない。

(除 名)

- 第 47 条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て、会長がこ
れを除名することができる。
 - (1) 全日本ボウリング協会並びに本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に違反する行為があったとき
 - (2) 全日本ボウリング協会並びに本連盟の競技者規程に違反したとき
 - (3) 本連盟の会員として、義務に違反したとき
 - (4) 会費を滞納したとき

第 11 章 定款の変更並びに解散

(定款の改廃)

- 第 48 条 この定款は、理事会及び代議員総会において各々3分の2以上の決議を経て、更

条 に全日本ボウリング協会の承認を得て、変更することができる。

(解 散)

第49 条 本連盟は、財産の減失による本連盟の目的である事業の成功の不能その他の法令で定められた事由によって解散する。ただし、理事会及び代議員総会において、各々の4分の3以上の決議を経て、更に全日本ボウリング協会の承認を得なければ、解散することはできないものとする。

(残余財産の帰属)

第50 条 本連盟が清算をする場合において有する残余財産は、理事会及び代議員総会において、各々4分の3以上の決議を経て、全日本ボウリング協会を経由し、公共事業に寄付するものとする。

第12章 補 則

(細 則)

第51 条 この定款施行に関する細則は、理事会及び代議員総会の決議を経て、別に定める。

附 則

- (1) この定款は、1968年(昭和43年)10月10日より施行する。
この定款は、1970年(昭和45年)5月17日に改正施行する。
この定款は、1971年(昭和46年)4月11日に改正施行する。
この定款は、1972年(昭和47年)1月23日に改正施行する。
この定款は、1973年(昭和48年)1月28日に改正施行する。
この定款は、1974年(昭和49年)1月27日に改正施行する。
この定款は、1975年(昭和50年)1月25日に改正施行する。
この定款は、1976年(昭和51年)1月25日に改正施行する。
この定款は、1980年(昭和55年)1月20日に改正施行する。
この定款は、1986年(昭和61年)4月27日に改正施行する。
この定款は、1990年(平成2年)3月25日に改正施行する。
この定款は、2003年(平成15年)5月3日に改正施行する。
この定款は、2022年(令和4年)5月1日に改正施行する。

福島県ボウリング連盟 会員登録規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、福島県ボウリング連盟（以下「本連盟」という。）の定款第3条に基づき、会員登録について定める。

(重複登録の禁止)

第2条 本連盟に会員登録し承認されたすべての会員は本連盟に所属し、ほかの連盟に重複して登録することはできない。

(登 録)

第3条 本連盟に会員登録をすることにより、公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「全日本ボウリング協会」という。）のそれぞれの会員に登録されるものとする。

第2章 正 会 員

第1節 個人正会員

(個人正会員)

第4条 個人正会員は、本連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続を経て、承認され入会した個人とする。

(構 成)

第5条 本連盟の個人正会員は支部に属し、社会人部を構成し、競技運営上は、全日本社会人ボウリング連合の構成員となる。

(移 籍)

第6条 本連盟の個人正会員は、その在住、在勤、在学するところを変更した場合、ほかの連盟の社会人部に移籍することができる。

2 移籍しようとする個人正会員は、速やかに支部を通じ所定の移籍届を提出し、承認を受けなければならない。

第2節 実業団会員

(実業団会員)

第7条 実業団会員は、本連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続を経て、承認され入会した実業団とする。

(実業団会員の登録手続及び登録資格)

第8条 本連盟に所属する実業団会員の登録手続及び登録資格は、次のとおりとする。

(1) 登録手続

実業団登録申請書に、登録メンバーを記入し、メンバー各人の健康保険証の表紙コピー又は実業団人事責任者の在籍証明書を添付し申請する。

(2) 登録資格

福島県に所在する官公庁、団体、法人で、次の資格を有するもの。

① 官公庁、団体

② 資本金100万円以上の株式、合資、合名、有限会社又は実質資本500万円以上の法人

- ③ 協同組合等は、財団法人、社団法人のみとし、その登録メンバーは、団体事務所専従者に限る
- 2 実業団会員は、同一の法人又は官公庁、団体の役員、社員及び職員で構成されたメンバーで、5名以上を有するものとする。

(構成)

第9条 本連盟において、実業団部を構成し、競技運営上は全日本実業団ボウリング連合の構成員となる。

(資格の喪失)

- 第10条 実業団会員は、その登録メンバーが5名より少なくなった場合には、その資格を失う。ただし、この場合所定の手続を経て、承認された登録メンバーに限り補充できるものとする。また、当該実業団会員の社員、職員でなくなった場合、又は、転勤等により登録メンバーでなくなった場合には、実業団会員としての資格を失うものとする。
- 2 前項により退職、離職したメンバーは、第8条の規定にかかわらず、別に定める実業団内規により、OBクラブとして登録することができる。

第3節 高等学校登録会員

(高等学校登録会員)

第11条 高等学校登録会員は、本連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続を経て承認され入会した高等学校とする。

(高等学校登録会員の登録手続き及び登録資格)

第12条 本連盟に所属する高等学校登録会員の登録手続及び登録資格は、次のとおりとする。

(1) 登録手続

高等学校登録申請書に登録メンバー名簿を添付して申請する。

(2) 登録資格

学校教育法同施行細則の「高等学校設置基準」によって設置された高等学校とする。

- ① 登録メンバーは、当該年度4月1日現在18歳未満の在籍生徒とする。
- ② 登録メンバーは、学校により承認されたメンバーで、数の制限はない。
- ③ 登録メンバー名簿は、毎年提出すること。
- ④ 本連盟の高校生会員と重複してメンバー登録することはできない。

第4節 高校生会員及びジュニア会員

(高校生会員及びジュニア会員)

第13条 高校生会員及びジュニア会員は、両親又は親権者及び雇用責任者が、本連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続を経て承認され入会した高校生及びジュニアとする。

(高校生会員及びジュニア会員の資格)

第14条 本連盟に所属する高校生会員及びジュニア会員の登録資格は、登録申請当該年度4月1日現在満18歳未満の者とし、登録申請に際しては、必要書類を添えて申請し、承認された個人とする。

- (1) 両親又は親権者及び雇用責任者の入会承諾書
- (2) 年齢を証明できる書類
- (3) その他必要とするもの

(構成)

第15条 本連盟の高校生会員及びジュニア会員は、支部（クラブ）に所属し、本連盟のジュニア部を構成する。

（資格の喪失）

第16条 高校生会員及びジュニア会員は、当該年度の4月1日現在において満18歳に達しているときはその資格を失う。

（資格の継続と移籍）

第17条 高校生会員及びジュニア会員の資格の継続と移籍は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の4月1日現在において、満18歳に達しているときは、個人正会員、個人普通会員、実業団会員として資格を継続できる。
- (2) 当該年度の4月1日現在において、満18歳に達したときは所定の手続きを経て、ほかの部並びにほかの連盟に移籍することができる。

第3章 普通会員

（個人普通会員）

第18条 個人普通会員は、本連盟の趣旨、目的に賛同し、所定の登録申請手続きを経て承認され入会した個人とする。

（構成）

第19条 本連盟の個人普通会員は、支部（クラブ）に属し、本連盟の社会人部の構成員となる。

（大会への参加資格）

第20条 本連盟の個人普通会員は、支部（クラブ）及び連盟主催、共催等の競技会、リーグ等に参加することができる。全日本、地区等の県外の大会については、正会員の登録をし、資格を取得しなければ参加することはできない。

- 2 大会開催要項に特別な記載がある場合には、当該要項に基づき参加することができる。

（会員の継続と移籍）

第21条 本連盟の個人普通会員は、継続手続きにより資格を継続できる。また、在住在勤するところを変更した場合に移籍することができるが、新たに所定の登録申請手続きにより承認を得るものとする。

- 2 いかなる場合においても、重複して登録することはできない。

（記録の公認と褒賞）

第22条 本連盟の普通会員の記録は公認され、競技褒賞についても全日本ボウリング協会「競技褒賞授与に関する細則」一般競技褒賞の適用を受けることができる。

第4章 会費

（会費）

第23条 本連盟の会費は、全日本ボウリング協会に納入する負担金を含め、次のとおりとする。

(1) 正会員の会費（全日本ボウリング協会負担金、連盟費）

- ① 個人正会員 : 年額1名 5,500円 新規会員は 6,000円
(負担金: 1,500円、連盟費: 4,000円)
- ② 実業団会員 : 年額 16,500円 (3名を基準とする)
(負担金: 4,500円、連盟費: 12,000円)

※ただし、3名を1口とし、1名増すごとに、負担金1,500円、連盟費4,000円の合計5,500円を増すものとする。新規会員は6,000円

- ③ 高等学校登録会員: 年額1校 5,000円

(負担金：3,000円、連盟費：2,000円)

※登録メンバーは、数の制限を設けず、それぞれ会員証を交付する。

④ 高校生会員及びジュニア会員： 年額1名 500円

(負担金 300円、連盟費：200円)

(2) 普通会員の会費(全日本ボウリング協会負担金、連盟費)

個人普通会员： 年額1名 4,000円

(負担金：1,000円、連盟費：1,000円、連盟負担金2,000円)

※同一年度内に正会員に移籍登録するときには、正会員の会費を納入すること。

また、同一年度内にほかの支部(クラブ)に移動、移籍したときには、速やかに移動、移籍の手続をしなければならない。

(3) 支部負担金(連盟運営費)

各支部の個人正会員及び実業団会員は1人につき、年額6,000円(月額500円)

支部負担金として連盟に納入しなければならない。納入は会費納入時とする。

途中入会の場合は、月割りとする

2 会員は、毎年3月31日までに次年度の会費を納入することにより、自動的に会員の資格を継続できる。ただし、高等学校登録会員、高校生会員及びジュニア会員は、毎年4月30日まで継続手続を延長することができる。

3 正会員が、同一年度内にほかの連盟の同一正会員へ移籍したときは、当該連盟の連盟費を添えて手続をしなければならない。ただし、当該年度の全日本ボウリング協会の負担金は納入する必要はない。同一年度内に個人正会員から実業団会員に、あるいは実業団会員から個人正会員に移動する場合には、負担金並びに連盟費を新たに納入しなければならない。

4 名誉会員の会費は免除する。

5 特別会員の会費は別に定める。

6 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

附 則

(1) この定款は、1968年(昭和43年)10月10日より施行する。

この定款は、1970年(昭和45年)5月17日に改正施行する。

この定款は、1971年(昭和46年)4月11日に改正施行する。

この定款は、1972年(昭和47年)1月23日に改正施行する。

この定款は、1973年(昭和48年)1月28日に改正施行する。

この定款は、1974年(昭和49年)1月27日に改正施行する。

この定款は、1975年(昭和50年)1月25日に改正施行する。

この定款は、1976年(昭和51年)1月25日に改正施行する。

この定款は、1980年(昭和55年)1月20日に改正施行する。

この定款は、1986年(昭和61年)4月27日に改正施行する。

この定款は、1990年(平成2年)3月25日に改正施行する。

この定款は、2003年(平成15年)5月3日に改正施行する。

この定款は、2022年(令和4年)5月1日に改正施行する。